

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500301 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500109 号

第 1 結論

請求者のA法人 (現在は、B法人) における平成 24 年 12 月 27 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 24 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 27 日

私は、請求期間において、A法人から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金給付に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び平成 24 年支払給与一覧表、C市から提出された課税資料並びに元同僚の陳述により、請求者は、平成 24 年 12 月 27 日にA法人から賞与の支給を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から 12 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500298号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500110号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成9年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社に平成5年4月1日に入社し、現在も引き続き勤務しており、平成9年8月1日にA社B工場からA社C工場に転勤したが、その間の年金記録が空白となっているので調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(平成9年8月1日にA社B工場からA社C工場に異動)していたことが確認できる。

また、請求者のA社に係る厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の資格証明書によると、平成9年8月1日に資格喪失し、同日に資格取得した記録が記載され、請求期間に対応する期間について資格記録に空白は無い。

さらに、A社B工場では、請求期間当時は社会保険事務所(当時)に提出する届出書と厚生年金基金に提出する届出書は、複写式の様式を使用していたと回答していることから、A社では同一の届出を厚生年金基金と社会保険事務所に行っていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者がA社B工場において平成9年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成9年6月のオンライン記録から、28万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500335 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500046 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月まで

私は、会社を定年退職後の昭和 54 年 2 月に、A 市役所において国民年金の任意加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を継続して納付してきたにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険に係る老齢年金の受給資格を満たした後も国民年金に任意加入し、国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえる一方、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録 (1)」欄には、請求者が 60 歳に到達した昭和 58 年*月*日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、昭和 61 年 4 月 9 日に同被保険者資格を再度取得したことが記載されており、請求期間は国民年金の被保険者期間となっていないことが確認できる。

また、国民年金の任意加入被保険者となることができるのは、昭和 61 年 3 月までは 20 歳以上 60 歳未満の者とされていたところ、同年 4 月に国民年金法が改正されたことにより 20 歳以上 65 歳未満の者となったことから、請求者は、60 歳に到達した昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間について、制度上、国民年金の任意加入被保険者資格を取得することはできず、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500313 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500047 号

第 1 結論

昭和 52 年*月から昭和 53 年 9 月までの請求期間及び平成元年 8 月から平成 3 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年*月から昭和 53 年 9 月まで
② 平成元年 8 月から平成 3 年 1 月まで

請求期間①において私は学生だったので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。請求期間②は、自分で年金の加入手続を行い、保険料の納付を母に依頼していた。請求期間①及び②について調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①については、請求者の母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行い、請求期間②については、自身で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は母に依頼していたと主張しているが、請求者の母は既に亡くなっている上、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的なことは覚えていないとしていることから、当該期間に係る加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、請求期間①及び②は基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者の年金記録は、厚生年金保険の被保険者記号番号で管理されており、請求者が国民年金の被保険者資格を初めて取得した日は、基礎年金番号制度導入後の平成 13 年 2 月 1 日であることから、請求期間①及び②当時、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。